

# 千葉ロッテマリーンズファーム本拠地誘致に関する提案候補地の公募 実施要項

## 1 趣旨

この要項は、千葉ロッテマリーンズ（以下、「マリーンズ」という。）が令和6年2月16日に公表した「ファーム本拠地の募集について」に、千葉市（以下、「市」という。）が応募するため、市が実施する「千葉ロッテマリーンズファーム本拠地誘致に関する提案候補地の公募」について必要な事項を定めるものとする。

## 2 公募の目的

平成4年にマリーンズが本拠地を市に移転して以来、市は、マリーンズを応援するとともに、マリーンズがある魅力的な都市として多くの市民に関心と愛着をもっていただけよう、ホームタウン推進事業を展開してきており、マリーンズは、多くの市民に夢と感動を与え、地域に根差したふるさと球団として定着している。

この度、マリーンズがファーム本拠地の公募を開始したことから、マリーンズが目指す更なるチーム強化とホームタウン推進事業のより一層の発展のため、本市への誘致の検討を行ってきた。

ファーム本拠地誘致にあたり、市ではマリーンズの公募条件に適合する未利用地を所有していないことから、マリーンズへ応募する提案候補地について市と共に協力していただける土地所有者の公募を目的とする。

## 3 公募条件

以下の全ての条件に適合していること。

- (1) 千葉市内に所在する土地であること。
- (2) ZOZO マリンスタジアムからの移動距離が車で1時間以内であること。
- (3) 敷地面積(利用可能面積)が約110,000m<sup>2</sup>であること。  
(可能な限り分割がされていない一体利用可能な敷地)
- (4) 20年以上継続して利用可能であること。
- (5) 平坦な更地に造成可能であること。
- (6) 原則、全ての土地所有者の同意があること。(予定含む)
- (7) 所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の整備・運営に著しく不適又は困難な土地でないこと。

## 4 応募資格

- (1) 土地所有者若しくは土地所有者の代理人。※土地所有者が複数いる場合は代表者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該業務の申込日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（昭和14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 国税、県税及び市税を滞納している者
  - カ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、提案書等の提出の日から事業者の決定の日までの間に受けている者
  - キ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者
  - ク その他、公序良俗に反する行為を行っている者

なお、応募資格確認の基準日は、応募申込書提出日とする。

## 5 応募方法

- ・応募申込書（様式1号）に必要事項を記入の上、担当部署まで1部持参若しくは郵送、電子メールにて送付すること。  
なお、持参については平日開庁時間内（8時30分～17時30分）とする。
- ・代理人が申込者となる場合は委任状を添付すること。
- ・応募申込書（様式1号）を提出し、必要事項を全て記入している申込者に対し、手続き（秘密保持等の誓約書）の案内を行う。誓約書提出後、提案依頼書を配布する。  
なお、提案依頼書は公表しない。

## 6 応募申込期間

令和6年3月6日（水）から令和6年3月13日（水）（必着）

## 7 応募の無効に関する事項

申込者が次のいずれかに該当すると市が判断した場合は、無効又は失格とする。

- ・本実施要項の応募資格を満たさない場合
- ・本実施要項を遵守しない場合

## 8 雜則

- ・本応募に要する費用は全て、応募者の負担とする。
- ・応募者が市に提出した書類は返却しない。
- ・必要に応じて本公司の申込者にヒアリング等を実施する。
- ・この要項で定めるもののほか、公募に関して必要な事項は、担当部署が別に定める。
- ・本要項の解釈に疑義が生じた場合、市と応募者は誠意をもって協議を行うものとする。

## 9 問合せ先（担当部署）

千葉市 都市局 都市政策課（千葉市役所 本庁舎高層棟4階）  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
TEL 043-245-5269（平日8時30分～17時30分）  
E-mail seisaku.UR@city.chiba.lg.jp  
※応募にあたり不明な点はお問合せください。

（参考：マリーンズの発表内容 <https://www.marines.co.jp/news/detail/202400443774.html>）

### 【ファーム本拠地に必要な条件（抜粋）】

- ① 地域との連携
    - ・自治体、地元住民、地元企業等との連携、協力体制が十分に確保できること。
  - ② 立地・敷地・施設
    - 立地：ZOZO マリンスタジアムからの移動距離は車で1時間程度以内が望ましい。
    - 敷地：面積約 110,000 m<sup>2</sup>（可能な限り分割がされていない一体利用可能な敷地）  
20年以上継続して利用可能のこと。  
2028年1月からファーム本拠地を利用可能のこと。
    - 施設：野球場（2～3面）、屋内練習場、関連練習施設（ブルペン、サブグラウンド等）、クラブハウス、選手寮、駐車場等
  - ③ 事業スキーム
    - ・公民連携による持続可能なファーム本拠地の整備が可能のこと。
- ※ファーム本拠地の定義：マリーンズが練習及び試合を行う施設と付帯施設及びそれらに必要な敷地のこと。